

令和6年度

# 事務事業の概要

---

産業労働局・労働委員会

令和6年6月

# 総 目 次

産 業 労 働 局	.....	1
労 働 委 員 会	.....	47

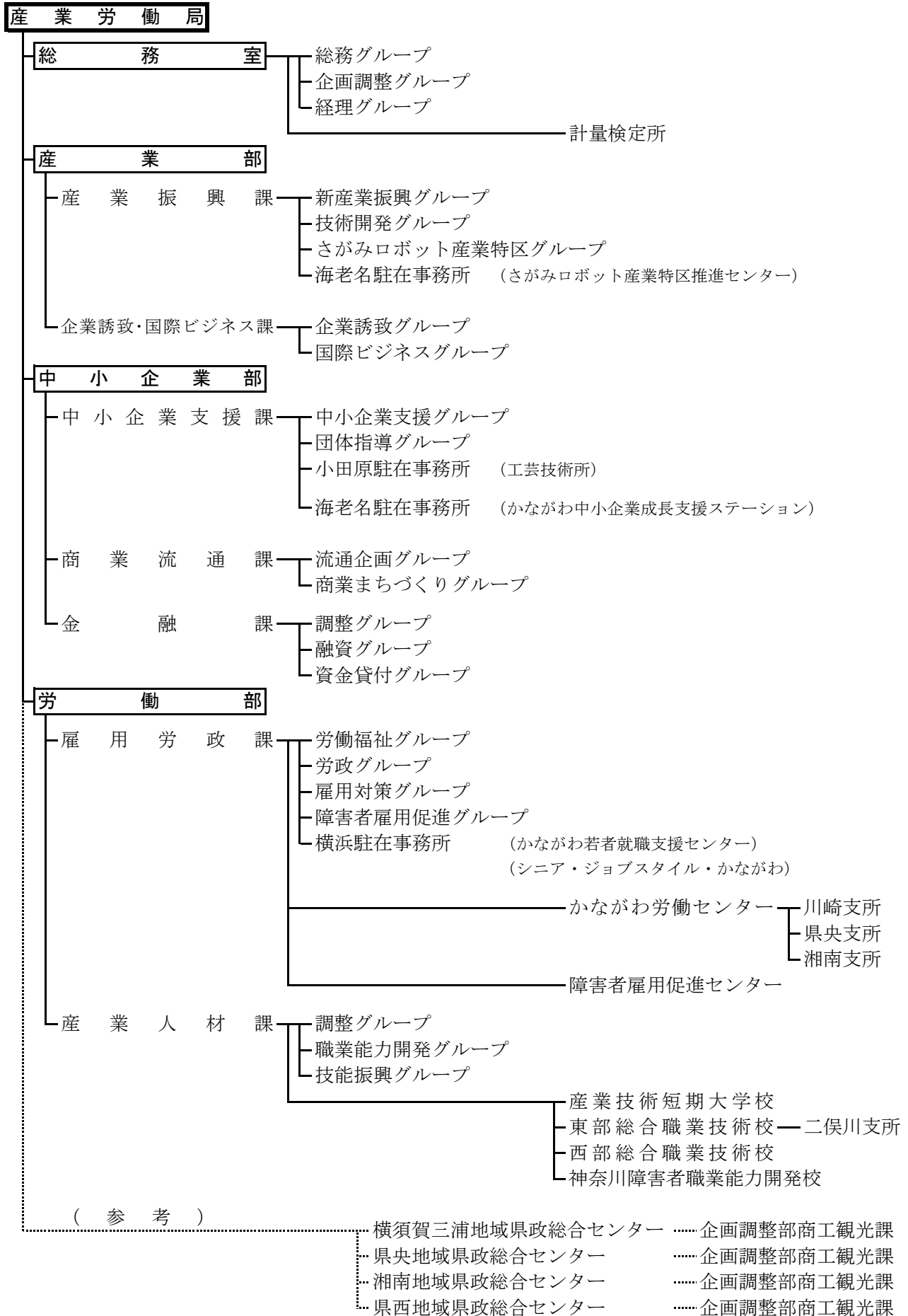
# 産業労働局

# 目 次

<b>I 組織の概要</b> .....	3
1 機 構 図 .....	4
2 幹 部 職 員 .....	5
3 職員配置表 .....	6
4 事 務 分 掌 .....	7
5 出先機関等 .....	10
6 附 属 機 関 .....	12
<b>II 予算及び施策の概要</b> .....	13
1 令和6年度産業労働局当初予算総括表 .....	14
2 主要施策体系図 .....	16
3 主要事業の概要 .....	21
<b>III 参考資料（統計データ）</b> .....	31
1 事業所 .....	32
2 工 業 .....	34
3 商 業 .....	36
4 貿 易 .....	38
5 人口、労働力 .....	39
6 有効求人倍率 .....	43
7 給与、労働時間 .....	44
8 労働組合 .....	45

# I 組織の概要

# 1 機構図



## 2 幹部職員

### (1) 本庁機関

(令和6年6月1日現在)

職名	氏名	職名	氏名
理事兼産業労働局長	脇 雅 昭	担当課長（(地独)神奈川県立産業技術総合研究所派遣）	板 橋 克 宏
副局長兼産業労働局総務室長	今 井 明	企業誘致・国際ビジネス課長	樋 口 泰 介
産 業 部 長	森 山 克 弘	中 小 企 業 支 援 課 長	小 田 優 一
中 小 企 業 部 長	和 泉 翼	事 業 者 支 援 担 当 課 長	永 井 淳
勞 働 部 長	塚 本 俊 治	商 業 流 通 課 長	小 板 橋 美 絵 子
企 画 調 整 担 当 課 長 < 企 画 調 整 官 > < 広 報 官 > < S D G s 調 整 官 >	柴 田 育 江	金 融 課 長	大 居 ゆう子
管 理 担 当 課 長	村 山 智 幸	雇 用 勞 政 課 長	川 出 尚 史
経 理 担 当 課 長	渡 辺 雅 己	障 害 者 雇 用 促 進 担 当 課 長	黄 川 田 愛
産 業 振 興 課 長	高 橋 敦	産 業 人 材 課 長	田 巻 愛
ベ ン チ ャ ー 支 援 担 当 課 長	井 上 哲 也		

### (2) 出先機関

(令和6年6月1日現在)

職名	氏名
計 量 検 定 所 長	山 崎 葉 子
か な が わ 労 働 セ ン タ ー 所 長	八 尋 有 造
障 害 者 雇 用 促 進 セ ン タ ー 所 長	舟 本 昌 弘
産 業 技 術 短 期 大 学 校 長	工 藤 伸 弘
東 部 総 合 職 業 技 術 校 長	福 園 秀 昌
西 部 総 合 職 業 技 術 校 長	井 上 秀 夫
神 奈 川 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校 長	金 子 雅 哉

### 3 職員配置表

(令和6年6月1日現在)

区 分		職 員 数	区 分		職 員 数
本 庁	理事兼産業労働局長	1	出 先 機 関	計 量 検 定 所	16
	副局長兼産業労働局総務室長	1		かながわ労働センター	22 (3)
	産 業 部 長	1		川 崎 支 所	7 (1)
	中 小 企 業 部 長	1		県 央 支 所	8 (3)
	労 働 部 長	1		湘 南 支 所	7 (1)
	総 務 室	23 (1)		障害者雇用促進センター	11 (2) (1)
	産 業 振 興 課	39 (1)		産 業 技 術 短 期 大 学 校	47 (5)
	企業誘致・国際ビジネス課	21		東 部 総 合 職 業 技 術 校	59 (8) (7)
	中 小 企 業 支 援 課	34 (3)		西 部 総 合 職 業 技 術 校	43 (4)
	商 業 流 通 課	12 [1] (1)		神奈川障害者職業能力開発校	23 (3)
	金 融 課	17		出先機関計	243 (10) [0] (28)
	雇 用 労 政 課	35 (2)			
	産 業 人 材 課	20		合 計	449 (11) [1] (35)
本 庁 計	206 (1) [1] (7)				

(注) ( )内の数字は外数で併任、兼任(兼務)職員を、[ ]内の数字は外数で交流職員を、○内の数字は内数で再任用職員を示す。



## 4 事務分掌

(令和6年6月1日現在)

### 総務室

- (1) 産業労働局の所管行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業労働局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- (3) 産業労働局の所管行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (4) 産業労働局の所管行政に係る事務能率の増進に関すること。
- (5) 産業労働局の所管行政に係る情報公開、情報提供、個人情報の保護及び広聴の総括に関すること。
- (6) 産業労働局の予算の経理に関すること。
- (7) 計量検定所に関すること。
- (8) その他産業労働局内他課の主管に属しないこと。

### 産業部

#### ○ 産業振興課

- (1) 産業労働局産業部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 工業の振興に関すること。
- (3) 中小工業及び工業関係団体の支援に関すること。
- (4) 新産業振興施策の推進に関すること。
- (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行に関すること。
- (6) 工業技術の改善に関する助言に関すること。
- (7) 発明の助言及び奨励に関すること。
- (8) デザイン開発に関する相談、助言等に関すること。
- (9) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の運営指導に関すること。

#### ○ 企業誘致・国際ビジネス課

- (1) 企業誘致の促進に関すること。
- (2) 工業の適正配置に関すること。
- (3) 工業用水道事業等に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (4) 県内中小企業の海外展開の支援に関すること。
- (5) 海外経済事情に関する情報収集及び調査に関すること。

## 中小企業部

### ○ 中小企業支援課

- (1) 産業労働局中小企業部内各課の総合調整に関する事。
- (2) 中小企業活性化の推進に係る総合的企画及び調整に関する事。
- (3) 中小企業の経営革新の促進に関する事。
- (4) 中小企業の経営承継の円滑化に関する事。
- (5) 中小企業による地域の資源を活用した事業活動の促進に関する事。
- (6) 工芸品産業の振興に関する事。
- (7) 下請取引適正化の促進に関する事。
- (8) 商工会、商工会議所及び神奈川県中小企業団体中央会に関する事。
- (9) 神奈川県中小企業支援センターに関する事。

### ○ 商業流通課

- (1) 商業及びサービス業の振興に関する事。
- (2) 中小商業及び中小サービス業の支援に関する事。
- (3) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の施行に関する事。
- (4) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関する事。
- (5) 流通関連産業の支援に関する事。
- (6) 商業関係団体及びサービス業関係団体の支援に関する事。
- (7) 生活関連物資等の流通及び価格安定に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

### ○ 金融課

- (1) 中小企業金融に関する事。
- (2) 中小企業高度化資金に関する事。
- (3) 小規模企業者等設備貸与事業資金に関する事。
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関する事。
- (5) 信用保証協会に関する事。

## 労働部

### ○ 雇用労政課

- (1) 産業労働局労働部内各課の総合調整に関する事。
- (2) 雇用対策の総合的企画及び調整に関する事。
- (3) 若年者、中高年齢者、女性及び障害者の就業支援に関する事。
- (4) 仕事と生活の調和に関する事。
- (5) 労使関係の安定の促進に関する事。
- (6) 労働紛争の予防及び解決の促進に関する事。
- (7) 労働者の福祉の向上に関する事。
- (8) 労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の施行に関する事。
- (9) 駐留軍離職者及び刑務所出所者等の就業支援に関する事。
- (10) 労働者福祉に係る貸付金に関する事。
- (11) 勤労者福祉施設に関する事。
- (12) かながわ労働センター及び障害者雇用促進センターに関する事。

### ○ 産業人材課

- (1) 技術及び技能人材の育成に関する事。
- (2) 職業能力開発計画の策定に関する事。
- (3) 事業主等の行う職業訓練に係る認定、指導及び補助に関する事。
- (4) 職業訓練指導員の試験及び免許に関する事。
- (5) 技能検定及び技能照査に関する事。
- (6) 技能者の表彰に関する事。
- (7) 産業技術短期大学校、総合職業技術校及び障害者職業能力開発校に関する事。
- (8) 職業能力開発協会に関する事。

## 5 出先機関等

### (1) 出先機関

主管課	出先機関名	所在地及び電話番号	所管事務及び管轄区域	
総務室	計量検定所	横浜市神奈川区浦島丘4  (045)421-3484(代)	計量法に基づく特定計量器の検定、検査並びに計量に関する事業の登録及び届出の受理等に関すること	
雇用労政課	かながわ労働センター	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ内 (045)633-6110(代)	労働関係に関する指導・教育・調査等に関すること	
	(川崎支所)	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 (044)833-3141		川崎市
	(県央支所)	厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎3号館内 (046)296-7311		相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
	(湘南支所)	平塚市西八幡1-3-1 平塚合同庁舎別館内 (0463)22-2711(代)		平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	障害者雇用促進センター	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ内 (045)633-6110(代)		企業や就労支援機関に対する障がい者雇用に係る支援に関すること

主管課	出先機関名	所在地及び電話番号	所管事務及び管轄区域
産業 人 材 課	産業技術短期大学校	横浜市旭区中尾2-4-1 (045)363-1231(代)	1 職業能力開発促進法に基づく労働者に対する職業訓練の実施  2 公共職業能力開発施設以外の者の行う職業訓練並びに職業能力の開発・向上に努める労働者に対して、資料の提供その他必要な援助を行うこと  3 訓練指導技法の開発普及、指導員の研修実施に関すること
	東部総合職業技術校	横浜市鶴見区寛政町28-2 (045)504-2800(代)	1 職業能力開発促進法に基づく労働者に対する職業訓練の実施  2 公共職業能力開発施設以外の者の行う職業訓練並びに職業能力の開発・向上に努める労働者に対して、資料の提供その他必要な援助を行うこと
	(二俣川支所)	横浜市旭区中尾2-4-1 (045)363-1992(代)	職業能力開発促進法に基づく労働者に対する職業訓練(委託訓練)の実施
	西部総合職業技術校	秦野市桜町2-1-3 (0463)80-3001(代)	1 職業能力開発促進法に基づく労働者に対する職業訓練の実施  2 公共職業能力開発施設以外の者の行う職業訓練並びに職業能力の開発・向上に努める労働者に対して、資料の提供その他必要な援助を行うこと
	神奈川障害者職業能力開発校	相模原市南区桜台13-1 (042)744-1243(代)	職業能力開発促進法に基づく障害者の職業訓練に関すること

(2) 海外駐在先

主管課	所	在	地	電	話	番	号
企業誘致・国際ビジネス課	東南アジア	JETRO Singapore Kanagawa Division	シンガポール				
	事務所	16 Raffles Quay, #38-05 Hong Leong Building, Singapore 048581		+65-6221-8174			
	北米事務所	JETRO New York Kanagawa Division	ニューヨーク				
		565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York, NY 10017, USA		+1-212-997-0437			

## 6 附属機関

### (1) 法令によるもの

名称	所掌事務	設置根拠	委員数	任期	所管課
神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定によりその権限に属させられた事項（地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に係るものに限る。）に関すること。	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）	委員数 6名 学識経験者 6名	2年	産業振興課

### (2) 条例によるもの

名称	所掌事務	設置根拠	委員数	任期	所管課
神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会	中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)	委員数 14名 中小企業関係者 8名 学識経験者 3名 公募委員 2名 関係行政庁の職員 1名	2年	中小企業支援課
神奈川県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき、知事の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに特殊契約及び団体協約に関し知事の行うあつせん又は調停につき調査審議し、それらの結果を報告すること。		委員数 -名	2年	中小企業支援課
神奈川県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置する者による生活環境の保持のための適正な配慮に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。		委員数 8名 学識経験者 8名	2年	商業流通課
神奈川県労働審議会	労働問題に関する重要事項につき、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し又は意見を建議すること。		委員数 17名 労働者代表 6名 使用者代表 6名 学識経験者 5名	2年	雇用労政課
神奈川県駐留軍関係離職者等対策協議会	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第9条の規定に基づき、駐留軍関係離職者等対策の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図ること。		委員数 14名 労働組合の代表 3名 経営団体の代表 3名 関係行政機関の職員 8名	1年	雇用労政課
神奈川県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条の規定に基づき、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。		委員数 15名 学識経験者 5名 関係事業主代表 5名 関係労働者代表 5名 (特別委員 3名)	2年	産業人材課

## Ⅱ 予算及び施策の概要

# 1 令和6年度産業労働局当初予算総括表

(一般会計)

区 分	令和6年度 当初予算額 A	令和5年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A - B	伸 率 A/B
(款) 労 働 費	7,344,704	7,262,627	82,077	101.1%
(項) 労 政 費	4,412,513	4,574,260	△ 161,747	96.5%
(項) 職業訓練費	2,306,626	2,041,725	264,901	113.0%
(項) 雇用対策費	371,978	379,516	△ 7,538	98.0%
(項) 労働委員会費	253,587	267,126	△ 13,539	94.9%
使途を指定しない収入 ( 労 働 費 )	—	—	—	—
(款) 商 工 費	20,657,581	28,863,243	△ 8,205,662	71.6%
(項) 商工総務費	9,025,696	12,454,008	△ 3,428,312	72.5%
(項) 工 業 費	6,025,292	5,275,254	750,038	114.2%
(項) 商工金融費	5,606,593	11,133,981	△ 5,527,388	50.4%
使途を指定しない収入 ( 商 工 費 )	—	—	—	—
産業労働局 ・ 労働委員会小計	28,002,285	36,125,870	△ 8,123,585	77.5%

(備考) 環境農政局に移管された事業は除く。

(特別会計)

区 分	令和6年度 当初予算額 A	令和5年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A - B	伸 率 A/B
中小企業資金会計	1,544,381	2,132,689	△ 588,308	72.4%

(総括)

区 分	令和6年度 当初予算額 A	令和5年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A - B	伸 率 A/B
産業労働局 ・ 労働委員会総計	29,546,666	38,258,559	△ 8,711,893	77.2%



(単位:千円)

令和6年度当初予算財源内訳							
国庫支出金	使用料及び 手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債	一般財源
2,245,995	180,204	26,711	—	81,600	153,940	62,000	4,594,254
526,813	7,626	1,446	—	81,600	7,053	—	3,787,975
1,619,327	172,578	25,236	—	—	42,187	62,000	385,298
99,855	—	29	—	—	104,700	—	167,394
—	—	—	—	—	—	—	253,587
—	—	21,678	—	—	3,000	—	△ 24,678
2,545,718	25,268	4,872	150	618,339	29,316	93,000	17,340,918
165,924	24,047	85	150	47,670	28,074	93,000	8,666,746
—	21	4,787	—	191,308	1,200	—	5,827,976
2,379,794	1,200	—	—	379,361	42	—	2,846,196
—	—	79,258	—	374,313	72	—	△ 453,643
4,791,713	205,472	132,519	150	1,074,252	186,328	155,000	21,456,851

(単位:千円)

令和6年度当初予算財源内訳				
貸付金収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
1,024,640	267,669	61	2,011	250,000

(単位:千円)

令和6年度当初予算財源内訳									
国庫支出金	使用料及び 手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	貸付金収入	県債	繰越金	一般財源
4,791,713	205,472	132,519	150	1,341,921	188,339	1,024,640	405,000	61	21,456,851

## 2 主要施策体系図

【事業の対象区域】  
全ての事業が、全市町村を対象

産業・労働	主要施策	主要事業	6年度当初予算額 (5年度12月補正予算額)		
(単位:千円)					
1 中小企業の経営基盤強化と経営安定化	(1) 総合的な中小企業支援体制の整備	ア 経営支援事業費補助	1,965,076		
		イ 中小企業団体中央会補助金	259,619		
		ウ 神奈川産業振興センター事業費補助	428,478		
		エ 中小企業・小規模企業振興事業費	7,097		
		オ がんばる中小企業発信事業費	8,138		
		カ 事業承継事業費補助	50,000		
		キ プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費	36,205		
		ク <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span> 中小企業生産性向上促進事業費補助	4,250,625		
		ケ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span> 小規模事業者デジタル化支援事業費補助	110,300		
		コ 事業協同組合物流効率化対応費補助	(55,000)		
		(2) 経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援	ア <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">一部新</span> 中小企業制度融資事業費補助	3,196,768	
			イ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">一部新</span> 信用保証事業費補助	1,478,169 (846,150)	
			ウ 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金	500,000	
	エ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span> 脱炭素促進資産評価事業費補助(エコアセットかながわ)		35,000		
	2 起業・創業の促進と製造業の技術支援		(1) ベンチャーなどの創出・育成	ア 起業家創出促進事業費	14,205
				イ イノベーション人材交流拠点事業費	42,535
		ウ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">一部新</span> スタートアップ支援事業費		40,612	
		エ 成長期ベンチャー交流拠点事業費		88,525	
		オ 成長期ベンチャー支援事業費		60,000	
カ 脱炭素推進ベンチャー支援事業費		47,670			
(2) ものづくり高度化への支援		ア <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">一部新</span> 産業技術総合研究所交付金	2,981,264		
		イ カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業費	110,120		

3 産業集積の促進と海外との経済交流の促進	(1) 企業立地や設備投資などの促進	ウ	自動車関連企業成長促進事業費	6,388	
		エ	神奈川工業技術開発大賞表彰事業費	1,932	
		オ	神奈川県工業協会事業費補助	2,051	
	(2) 県内企業の海外展開への支援と海外との経済交流の促進	ア	◎ 新	セレクト神奈川NEXT第2ステージ補助金	10,000
		イ		セレクト神奈川NEXT補助金	1,080,000
		ウ		セレクト神奈川100補助金	872,583
		エ	◎ 新	セレクト神奈川NEXT第2ステージ融資事業費補助	17,778
		オ		セレクト神奈川融資事業費補助	527,972
		カ		インベスト神奈川融資事業費補助	68,037
		キ		企業誘致促進賃料補助金	14,693
ク		◎ 新 一部	企業誘致推進等事業費	47,106	
ケ			外国企業立上げ支援補助	4,058	
コ		◎ 新 一部	外国企業誘致促進事業費	8,411	
サ			日本貿易振興機構補助金	11,403	
	ア	◎ 新 一部	中小企業海外展開支援事業費	10,130	
	イ	◎ 新 一部	海外駐在員派遣費	112,184	
	ウ		民間金融機関海外拠点派遣費	9,924	
	エ	◎ 新 一部	神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助	98,010	
オ		横浜貿易協会等補助金	2,839		
4 国家戦略特区等を活用した成長産業の創出・育成など	(1) ロボット産業の創出・育成	ア	◎ 新	ドローン開発支援事業費	50,140
		イ	◎ 新	介護ロボット実用化促進事業費	200,000
		ウ	◎ 新	ロボット企業交流拠点事業費	100,000
		エ		中小企業ロボット産業参入促進事業費	25,000
		オ		ロボット実装促進事業費	165,000
		カ		最先端技術活用ロボット普及啓発事業費	20,000
		キ		ロボット産業参入促進事業費	6,480
		ク		ロボット実用化促進事業費	9,611
		ケ		実証施設維持運営費	14,307

5 商業など地域の生活に根ざした産業の振興	(1) まちのにぎわいを創出する商業・商店街の振興	コ	ロボット導入支援事業費補助	9,067
		サ	ロボット産業特区広報事業費	19,463
	(1) まちのにぎわいを創出する商業・商店街の振興	ア	商店街等活性化促進事業費補助	95,776
		イ	商店街魅力アップ事業費補助	32,000
		ウ	若手商業者連携促進事業費	2,960
		エ	商店街パワーアップ支援事業費	5,822
	(2) 伝統的工芸品など地域に根ざした産業の振興	ア	伝統的工芸品産業振興費負担金	2,450
		イ	ものづくり支援基盤整備事業費	2,524
		ウ	工芸産業振興事業費	7,888
		エ	工芸品産業担い手育成事業費	480
6 就業支援の充実	(1) 若年者の就業支援	ア	若年者雇用対策費	54,881
		イ	地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業費	131,807
		ウ	刑務所出所者等就労支援事業費	5,655
	(2) 中高年齢者の就業支援	ア	中高年齢者雇用対策費	68,414
		イ	高年齢者労働能力活用事業費	14,238
		ウ	地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業費(再掲)	131,807
		エ	刑務所出所者等就労支援事業費(再掲)	5,655
	(3) 障がい者の雇用促進・職業訓練	ア	障がい者就労推進費	29,647
		イ	障がい者職業能力開発事業費	231,169
		ウ	障がい者雇用対策費	25,236
	(4) 女性の就業支援	ア	女性就業支援事業費	18,145
	(5) 人手不足分野への就業支援	ア	人手不足業種就業支援事業費	42,100
	(6) 安心して働ける労働環境の整備	ア	職場環境整備促進事業費	177,600
		イ	働き方改革推進事業費	14,876
		ウ	労働環境改善対策事業費	1,162
		エ	労働相談等事業費	21,242

		オ	労働講座開催費	1,945		
7 産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成	(1) 企業や求職者のニーズに応じた人材育成	ア	普通課程訓練事業費	98,739		
		イ	短期課程訓練事業費	97,665		
		ウ	専門課程訓練事業費	84,303		
		エ	産業技術短期大学校教務運営費	12,515		
		オ	在職者訓練事業費	24,870		
		カ	専門短期課程訓練事業費	9,300		
		キ	離職者等委託訓練事業費	664,050		
		ク	新 リスキリング人材育成事業費	130,000		
		ケ	障害者職業能力開発事業費(再掲)	231,169		
		コ	職業技術校機械整備費	148,274		
		サ	産業人材育成強化事業費	1,232		
		シ	人材育成支援事業費	44,698		
		ス	職業訓練指導費	2,447		
		セ	職業訓練生福利厚生事業費	5,457		
		ソ	産業短大機械整備推進事業費	32,769		
		タ	技術校生等就職促進事業費	32,772		
		チ	職業訓練指導員研修事業費	4,055		
		ツ	職業能力開発推進事業費	10,489		
				テ	大型等運転免許取得促進事業費	(85,547)
			(2) 技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成	ア	技能向上対策事業費	88,791
		イ	技能尊重対策事業費	7,634		
		ウ	中小企業事業内訓練費補助	53,756		
8 外国人材の育成・活躍支援	(1) 留学生などの外国人材の受入れ	ア	専門課程訓練事業費(再掲)	84,303		
		イ	産業技術短期大学校教務運営費(再掲)	12,515		
	(2) 外国人が安心して働ける労働環境の整備	ア	新 外国人労働者職場環境整備促進事業費	13,152		
		イ	労働相談等事業費(再掲)	21,242		

共生・県民生活

1	ジェンダー平等社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性の活躍と参画の促進</li> <li>(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現</li> </ul>	—ア	神奈川なでしこブランド事業費	5,937
			ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場環境整備促進事業費（再掲）</li> <li>働き方改革推進事業費（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>177,600</li> <li>14,876</li> </ul>

### 3 主要事業の概要

令和6年度の主な事業を記載しています。

#### 産業・労働

#### 1 中小企業の経営基盤強化と経営安定化

##### (1) 総合的な中小企業支援体制の整備

- ア 経営支援事業費補助 1,965,076千円  
商工会・商工会議所が行う経営相談、金融相談などの経営支援事業や特産品の開発・普及などの地域活性化事業に対して補助する。
- イ 中小企業団体中央会補助金 259,619千円  
中小企業の組織化の推進、連携の支援や中小企業団体の育成・指導を促進するため、中小企業団体中央会が行う中小企業組合等の指導・支援事業に対して補助する。
- ウ 神奈川産業振興センター事業費補助 428,478千円  
公益財団法人神奈川産業振興センターが行う相談、助言などの中小企業等の支援事業や、「企業経営の未病改善」に係る専用相談窓口の設置・運営、ビジネスモデル転換事業の補助事業者に対するフォローアップ事業の費用に対して補助する。
- エ 中小企業・小規模企業振興事業費 7,097千円  
地域経済の活性化を図るため、各種支援施策の活用促進等を行う。また、自然災害や感染症発生時の事業継続や早期復旧を図るため、BCP（事業継続計画）策定の重要性を周知するとともに、専門家派遣などによりBCP策定を支援する。
- オ がんばる中小企業発信事業費 8,138千円  
成長している中小企業等を県が認定し、広く周知することで、認定企業の社会的認知度を高め、新たな人材の確保や従業員のモチベーションの向上等につなげていく。
- カ 事業承継事業費補助 50,000千円  
やむを得ない廃業等による経営資源の喪失を防ぐため、第三者への事業承継に係る従業員の継続雇用や専門家と連携した取組に要する経費等に対して補助する。  
・補助上限額：100万円
- キ プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費 36,205千円  
中小企業等の事業革新を促進するため、「神奈川県プロ人材活用センター」において、企業に必要な専門的知識・ノウハウを持った人材の採用をサポートする。
- ク 中小企業生産性向上促進事業費補助 4,250,625千円  
物価高騰や深刻な人手不足など厳しい環境にある中小企業を支援し、「稼ぐ力」の安定・強化を図るため、生産性向上に資する設備導入等に対して補助する。
- ケ 小規模事業者デジタル化支援事業費補助 110,300千円  
人手不足が深刻化する小規模事業者の生産性向上や販路拡大を図るため、デジタル化に向けた設備やシステム導入等に対して補助するとともに、専門家の支援を行う。
- コ 事業協同組合物流効率化対応費補助 (55,000千円)  
「物流の2024年問題」への対応が遅れている中小企業者で組織する事業協同組合を支援するため、物流効率化に資する設備を導入する経費等に対して神奈川県中小企業団体中央会を通じて補助する。

##### (2) 経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援

一部

- 新 ア 中小企業制度融資事業費補助 3,196,768千円  
物価高騰等の影響を受けた中小企業者等の緊急的な資金需要に対応するとともに、稼ぐ力の回復に向けた「伴走支援型特別融資」を引き続き実施するなど、長期・低利の融資に必要な貸出原資の一部を預託するための経費等に対して補助する。＜融資枠2,600億円(緊急対応分を含む)を確保＞

一部

- ① イ 信用保証事業費補助 1,478,169千円  
(846,150千円)

中小企業制度融資を利用する中小企業者等の負担を軽減するため、「小口零細企業保証資金」にミニ枠を設け、融資を受ける際の信用保証料に対して新たに補助するなど、神奈川県信用保証協会が行う保証料引下げに要する経費等に対して補助する。

- ウ 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金 500,000千円  
公益財団法人神奈川産業振興センターが実施する割賦販売又は設備リースに要する資金を貸し付けることにより、経営革新に取り組む県内小規模企業者等の設備投資を支援する。

- ② エ 脱炭素促進資産評価事業費補助（エコアセットかながわ） 35,000千円  
脱炭素社会の実現に取り組むとともに、中小企業者等の資金調達の円滑化・多様化を図るため、脱炭素に取り組む中小企業者等が融資を受ける際の資産評価費用に対して補助する。

## 2 起業・創業の促進と製造業の技術支援

### (1) ベンチャーなどの創出・育成

- ア 起業家創出促進事業費 14,205千円  
若年層の起業関心者を掘り起こすため、起業家の創出に積極的な市町村や大学、起業支援機関、企業等と連携し、先輩起業家との交流会やビジネスプランの作成支援、ビジネスアイデアコンテストを実施する。

- イ イノベーション人材交流拠点事業費 42,535千円  
次世代のベンチャー企業の担い手を育成するため、「HATSU鎌倉」など県内3カ所の起業家創出拠点において、起業準備者に対して起業に向けた相談や実践的なプログラム、先輩起業家との交流機会を提供する。

一部

- ③ ウ スタートアップ支援事業費 40,612千円  
育成期ベンチャー企業の成長を促進するため、社会課題解決型ベンチャー企業を対象に講座を開催するとともに、有望なベンチャー企業に対して半年間の伴走型集中支援を行う。また、新たに起業直後のベンチャー企業を対象とした短期集中支援を実施する。

- エ 成長期ベンチャー交流拠点事業費 88,525千円  
ベンチャー企業の成長を加速させるため、成長促進拠点「SHINみなどみらい」を運営し、ベンチャー企業と大企業の事業連携を促進する。また、他の支援拠点や市町村等と形成した支援ネットワークを活用し、有望なベンチャー企業の発掘と成長段階に応じた支援を行う。

- オ 成長期ベンチャー支援事業費 60,000千円  
ベンチャー企業の成長を加速させるため、デジタル、未病、SDGs等の県の重要施策と関連し、社会課題の解決に資する新たなサービス等の開発・実証に取り組むベンチャー企業を支援する。

- カ 脱炭素推進ベンチャー支援事業費 47,670千円  
ベンチャー企業による脱炭素化の取組を促進するため、脱炭素の推進に資する新たなサービス等の開発・実証に対して支援を行う。

### (2) ものづくり高度化への支援

一部

- ④ ア 産業技術総合研究所交付金 2,981,264千円  
県内企業が持つ技術的課題の解決や新技術・製品の開発等の支援に加え、脱炭素社会の実現に向けた新たな研究開発や製造業における生成AI等の活用促進に取り組む地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に対し、運営費を交付する。



- イ カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業費 110,120千円  
「2050年脱炭素社会の実現」に資する幅広い分野の技術や製品を実用化するため、県内に研究開発拠点を有する大企業と、県内中小企業等との連携による研究開発プロジェクトの支援を拡充する。
- ウ 自動車関連企業成長促進事業費 6,388千円  
カーボンニュートラルに伴う自動車産業の構造転換への対応として、自動車関連製品等を製造する中小企業等に対し、自社技術・製品の用途転換や販路開拓を支援するため、技術展示や商談の機会を提供する。
- エ 神奈川工業技術開発大賞表彰事業費 1,932千円  
県内の中堅・中小企業の技術開発の奨励と技術開発力の向上を図るため、優れた工業技術及び製品を表彰し、広く情報発信する。
- オ 神奈川県工業協会事業費補助 2,051千円  
中小製造業の経営課題の解決などを図るため、公益社団法人神奈川県工業協会が行う経営相談や研修会等の事業に対して補助する。

### 3 産業集積の促進と海外との経済交流の促進

#### (1) 企業立地や設備投資などの促進

- 新 ア セレクト神奈川NEXT第2ステージ補助金 10,000千円  
市場の創出や拡大が見込まれる成長産業の企業等の立地の促進と、高度な産業集積の維持・発展を図るため、企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」を拡充し、県内に立地する企業の土地・建物・設備への投資に対して補助する。
- イ セレクト神奈川NEXT補助金 1,080,000千円  
「神奈川県企業誘致施策」の企業立地促進補助金により、県内に立地する企業の土地・建物・設備への投資に対して補助する。
- ウ セレクト神奈川100補助金 872,583千円  
「神奈川県企業誘致推進方策」の企業誘致促進補助金により、県外・国外から立地する企業の土地・建物・設備への投資に対して補助する。
- 新 エ セレクト神奈川NEXT第2ステージ融資事業費補助 17,778千円  
県外・国外から立地する中小企業者等及び生産施設の拡張を伴う設備投資を行う県内中小企業者等に対して低利融資を行うため、セレクト神奈川NEXT第2ステージ融資事業の取扱金融機関に対して補助する。
- オ セレクト神奈川融資事業費補助 527,972千円  
県外・国外から立地する中小企業者等及び生産施設の拡張を伴う設備投資を行う県内中小企業者等に対して低利融資を行うため、企業立地促進融資及び企業誘致促進融資の取扱金融機関に対して補助する（セレクト神奈川NEXT・セレクト神奈川100）。
- カ インベスト神奈川融資事業費補助 68,037千円  
県外から県内に立地した中小企業者等及び生産施設の拡張を伴う設備投資を行った県内中小企業者等に対して低利融資を行うため、インベスト神奈川融資事業の取扱金融機関に対して補助する。
- キ 企業誘致促進賃料補助金 14,693千円  
多様な立地形態に合わせた支援を行うため、県外から立地する企業や外国企業の運営拠点に係る賃料に対して補助する。
- 一部  
新 ク 企業誘致推進等事業費 47,106千円  
県内への企業立地を促進するため、PRサイトやプロモーション動画等による広報活動や神奈川県企業誘致促進協議会による企業誘致促進プロモーションへの支援等を行う。また、企業誘致施策の将来の方向性を検討するための調査を行う。

- ケ 外国企業立上げ支援補助 4,058千円  
外国企業進出時の立上げを支援するため、専門家によるコンサルティングや会社設立の手續に係る経費に対して補助する。
- 一部  
新 コ 外国企業誘致促進事業費 8,411千円  
外国企業の誘致を図るため、外国企業向けスタートアップオフィス及びレンタルオフィスの運営等を行う。また、ベトナム企業の更なる誘致を図るため、現地で投資誘致プロモーションを実施する。
- サ 日本貿易振興機構補助金 11,403千円  
外国企業の県内誘致及び中小企業・小規模企業の海外展開支援のため、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）横浜貿易情報センターが行う事業に対して補助する。
- (2) 県内企業の海外展開への支援と海外との経済交流の促進
- 一部  
新 ア 中小企業海外展開支援事業費 10,130千円  
海外展開を図る中小企業・小規模企業に対し、進出ニーズの高い国・地域の投資環境に関するセミナー等を開催するとともに、新たに海外の食品バイヤーを招へいし、県内で商談会を開催する。
- 一部  
新 イ 海外駐在員派遣費 112,184千円  
外国企業の県内誘致及び中小企業・小規模企業の海外展開支援のため、シンガポールと米国・ニューヨークに海外駐在員を派遣し、投資セミナーの開催や企業訪問を行うとともに、新たに現地の業界団体等と連携した誘致活動や電子商取引を活用した県内企業の製品等のPRを行う。
- ウ 民間金融機関海外拠点派遣費 9,924千円  
中小企業・小規模企業の海外展開を支援するため、民間金融機関の海外拠点に県職員を派遣し、相談対応等の業務に従事する。
- 一部  
新 エ 神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助 98,010千円  
中小企業・小規模企業の海外展開を支援するため、公益財団法人神奈川産業振興センターが行う、ベトナムにおける展示会への出展支援等の国際ビジネス支援事業への補助を拡充するほか、中国・大連に設置している事務所の運営に対して補助する。
- オ 横浜貿易協会等補助金 2,839千円  
県内貿易産業の振興やインドとの経済交流を図るため、公益社団法人横浜貿易協会及び一般社団法人横浜インドセンターが行う事業に対して補助する。

#### 4 国家戦略特区等を活用した成長産業の創出・育成など

##### (1) ロボット産業の創出・育成

- 新 ア ドローン開発支援事業費 50,140千円  
特区発ドローンの実用化を促進するため、県内産業が抱える課題の解決に資するドローンの開発・実証を支援する。
- 新 イ 介護ロボット実用化促進事業費 200,000千円  
介護施設、在宅介護が抱える課題を解決するため、介護に適したロボットの実証及び効果検証を行う。また、実証結果を分析することで、実用化に向けた改善を行い、介護ロボットの開発を促進する。
- 新 ウ ロボット企業交流拠点事業費 100,000千円  
企業間交流とロボットの普及を促進するため、特区内に、ロボット企業や地域の住民等が利用できる交流拠点を設置し、企業向け商談会を開催するとともに、来場者向けにロボットに触れる機会を提供する。
- エ 中小企業ロボット産業参入促進事業費 25,000千円  
支援機関職員がロボット開発企業と部品製造企業等の受発注マッチングを効率的に行い、県内中小企業のロボット産業への参入を促進するため、データベースを構築する。

- オ ロボット実装促進事業費 165,000千円  
ロボットの実用化と普及を促進するため、ロボット実装促進センターにおいて、施設とロボットのマッチング及び実装をワンストップで支援する。併せて、より現場のニーズに即したロボットの開発・改良を支援する。
- カ 最先端技術活用ロボット普及啓発事業費 20,000千円  
県民や産業界に向けて、特区発ロボットを身近に体験できる機会を創出するため、ARやVR等の最先端技術を活用した普及啓発を行う。
- キ ロボット産業参入促進事業費 6,480千円  
県内中小企業のロボット産業への参入を促すとともに、生活支援ロボットの早期実用化を図るため、企業間の交流やマッチングを促進する。
- ク ロボット実用化促進事業費 9,611千円  
県民生活に大きなインパクトを与えるなど発信力に優れた開発プロジェクトを重点プロジェクトに位置付け、継続的に支援する。
- ケ 実証施設維持運営費 14,307千円  
ロボットの開発・商品化を促進するため、実証実験の場である、さがみロボット産業特区プレ実証フィールド（相模原市南区新戸）の管理運営を行う。
- コ ロボット導入支援事業費補助 9,067千円  
特区の取組を活用して商品化された生活支援ロボットについて、民間施設等への導入の促進を図るため、ロボットの導入に対して補助する。
- サ ロボット産業特区広報事業費 19,463千円  
「さがみロボット産業特区」の取組を周知し、更なる理解を促進するため、イメージキャラクターである「鉄腕アトム」等を活用した広報を実施する。また、ロボットの普及・浸透を図るため、ロボット体験施設（ロボテラス内）の運営やイベント等を実施する。

## 5 商業など地域の生活に根ざした産業の振興

### (1) まちのにぎわいを創出する商業・商店街の振興

- ア 商店街等活性化促進事業費補助 95,776千円  
地域コミュニティの核として重要な役割を果たしている商店街の「稼ぐ力」の回復により商店街の活性化を図るため、商店街が実施する商品券発行事業に対して補助する。
- イ 商店街魅力アップ事業費補助 32,000千円  
商店街の集客力強化を図るため、インバウンド対応、未病改善、共生社会、買物弱者支援、脱炭素社会、小規模団体の取組など、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業に対して補助する。
- ウ 若手商業者連携促進事業費 2,960千円  
次代の地域商業の担い手を育成するため、地域活性化の活動を行う若手商業者グループにコーディネーターを派遣して支援するとともに、若手商業者に地域活性化のノウハウを継承する交流会を開催する。
- エ 商店街パワーアップ支援事業費 5,822千円  
商店街が抱える課題に対してアドバイザーを派遣し、助言・指導を行うことで、商店街の活性化を図る。

### (2) 伝統的工芸品など地域に根ざした産業の振興

- ア 伝統的工芸品産業振興費負担金 2,450千円  
伝統的工芸品産業等の振興のため、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が行う工芸品展の開催経費の一部を負担するほか、神奈川県工芸産業振興協会の発明考案保護等の活動を支援する。

- イ ものづくり支援基盤整備事業費 2,524千円  
ニーズの高い設備機器を整備し、事業者に試作などに活用する機会を提供することで、生産の効率化とスピード感を持った新商品開発ができるよう支援する。
- ウ 工芸産業振興事業費 7,888千円  
工芸品関連産業の持続的な発展に向けて、新商品開発や生産性向上のための技術的支援を実施する。
- エ 工芸品産業担い手育成事業費 480千円  
伝統工芸品産業に携わり活躍したい若手技術者に対し、市場に受け入れられる商品づくりの支援を行う。

## 6 就業支援の充実

### (1) 若年者の就業支援

- ア 若年者雇用対策費 54,881千円  
若者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、就職情報・職業訓練情報の提供を行い、キャリアカウンセリングを実施するとともに、県内中小企業等での実践的な職場体験を実施する。
- イ 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業費 131,807千円  
就職氷河期世代を対象に、かながわジョブテラスを開講し、就職活動の基礎から実践まで体系的に学べる実習型プログラムを提供するとともに、合同就職面接会を開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等への就業を支援する。
- ウ 刑務所出所者等就労支援事業費 5,655千円  
職場定着が難しく、生活困窮に陥りやすい刑務所出所者等の社会復帰を支援するため、就職後に職場訪問等による支援を行い、職場定着を促進する。また、刑務所出所者等の雇用への理解を促進するため、企業向けの研修会等を実施する。

### (2) 中高年齢者の就業支援

- ア 中高年齢者雇用対策費 68,414千円  
中高年齢者の多様な働き方を支援するため、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において、就職情報・職業訓練情報の提供を行い、キャリアカウンセリングを実施するとともに、再就職支援セミナーを実施する。
- イ 高年齢者労働能力活用事業費 14,238千円  
公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会が実施しているシルバー人材センター事業に対して補助するとともに、生きがい事業団等が設置されている町村に対して補助する。
- ウ 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業費（再掲） 131,807千円  
就職氷河期世代を対象に、かながわジョブテラスを開講し、就職活動の基礎から実践まで体系的に学べる実習型プログラムを提供するとともに、合同就職面接会を開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等への就業を支援する。
- エ 刑務所出所者等就労支援事業費（再掲） 5,655千円  
職場定着が難しく、生活困窮に陥りやすい刑務所出所者等の社会復帰を支援するため、就職後に職場訪問等による支援を行い、職場定着を促進する。また、刑務所出所者等の雇用への理解を促進するため、企業向けの研修会等を実施する。

### (3) 障がい者の雇用促進・職業訓練

- 新 ア 障害者就労推進費 29,647千円  
企業、障がい者及び就労支援機関に対して、マッチングの機会等を提供するため、雇用を前提としない体験実習や、LINEを活用した就労支援情報のプッシュ配信を行う。また、企業におけるテレワーク雇用を伴走支援するとともに、障がい特性に合わせたコミュニケーションツールの導入に対して補助する。

イ 障害者職業能力開発事業費 231,169千円  
神奈川県障害者職業能力開発校（相模原市南区桜台）において、障がいの程度や適性に合った能力開発を実施する。また、求職中の障がい者を対象に、企業やNPO法人等に委託して短期間の訓練を実施する。

ウ 障害者雇用対策費 25,236千円  
障がい者の雇用と職場定着を促進するため、中小企業を対象とした個別訪問や出前講座により相談支援等を実施する。また、企業や障がい者就労支援機関を対象としたフォーラムや研修のほか、特例子会社の設立に関する補助等を行う。

#### (4) 女性の就業支援

ア 女性就業支援事業費 18,145千円  
女性の就業を支援するため、「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において、キャリアカウンセリングを実施するとともに、就職支援セミナー等を実施する。

#### (5) 人手不足分野への就業支援

新 ア 人手不足業種就業支援事業費 42,100千円  
企業の人材確保を支援するため、企業の採用力を強化するセミナーや人手不足業種への理解を深めるセミナーを実施し、相互理解が進んだ状態で面接会を開催する。

#### (6) 安心して働ける労働環境の整備

新 ア 職場環境整備促進事業費 177,600千円  
ワーク・ライフ・バランスを推進するため、仕事と育児・介護等を両立できる職場環境の整備や、男性の育児休業取得促進に取り組む県内中小企業に対して奨励金を交付する。

イ 働き方改革推進事業費 14,876千円  
新しい生活様式に沿った働き方の定着を図るため、テレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備の支援（アドバイザー、セミナー等）や、女性の仕事と家庭の両立支援等を実施する。

ウ 労働環境改善対策事業費 1,162千円  
労働者からのメンタルヘルスについての相談への助言や企業におけるメンタルヘルス対策の推進等により、労働福祉の向上を図る。

エ 労働相談等事業費 21,242千円  
労働者や事業主等からの労働相談に応じるとともに、相談者による自主的な解決が困難と認められる場合に、あっせん指導を行うことにより、労働問題の解決を促進し、労働者の生活や福祉の向上を図る。

オ 労働講座開催費 1,945千円  
労使及び一般県民を対象に、労働問題や社会経済に関する知識を提供する労働講座を開催し、労働問題についての理解への促進、労使の自主的紛争解決能力の向上を図る。

### 7 産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成

#### (1) 企業や求職者のニーズに応じた人材育成

ア 普通課程訓練事業費 98,739千円  
中小企業・小規模企業の人材育成を支援するため、東西2校の総合職業技術校において、職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。

イ 短期課程訓練事業費 97,665千円  
東西2校の総合職業技術校において、離転職者等を対象に、再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施するとともに、若者を対象に、企業実習付きの訓練を実施する。

- ウ 専門課程訓練事業費 84,303千円  
産業技術短期大学校（横浜市旭区中尾）において、主として高等学校の新規学卒者を対象に、中小企業でニーズの高い実践技術者を育成するため、専門課程の高度職業訓練を実施するとともに、留学生の受入れを推進する。
- エ 産業技術短期大学校教務運営費 12,515千円  
学生募集や就職促進、講師のスキルアップのための取組を実施し、職業能力開発を促進するとともに、留学生への学習支援、生活相談及び就職先の開拓等、留学生を支援する体制の整備を推進する。
- オ 在職者訓練事業費 24,870千円  
東西2校の総合職業技術校において、企業等の在職者を対象にスキルアップを図る訓練と、中堅若手の技術・技能者を対象に高度熟練技能の継承を支援する訓練を実施する。
- カ 専門短期課程訓練事業費 9,300千円  
産業技術短期大学校（横浜市旭区中尾）において、企業等の在職者を対象に、先進的産業を支える実践技術者を育成するため、産業技術短期大学校の機能を活用した専門・高度な訓練を実施する。
- キ 離職者等委託訓練事業費 664,050千円  
離職した求職者等が、求人ニーズの高い分野等へ早期に再就職できるようにするため、資格取得やスキルを習得できる訓練を実施する。
- 新 ク リスキリング人材育成事業費 130,000千円  
DXを活用した経営改善を図るため、企業の経営課題を把握した上で、従業員のスキルに合わせた最適な学習カリキュラムを策定し、中小企業のリスキリングを支援する。
- ケ 障害者職業能力開発事業費（再掲） 231,169千円  
神奈川障害者職業能力開発校（相模原市南区桜台）において、障がいの程度や適性に合った能力開発を実施する。また、求職中の障がい者を対象に、企業やNPO法人等に委託して短期間の訓練を実施する。
- コ 職業技術校機械整備費 148,274千円  
企業ニーズに対応した訓練環境を整備するため、東西2校の総合職業技術校に必要な訓練機器の整備を行う。
- サ 産業人材育成強化事業費 1,232千円  
今後の技術革新や産業構造の変化を見据え、イノベーションや生産性の向上につながる分野について、専門的スキルや能力開発手法等を調査・検討し、職業訓練に反映させ人材の育成を図る。
- シ 人材育成支援事業費 44,698千円  
民間教育訓練機関等を含む支援ネットワークを活用し、モデルカリキュラム等の開発・提供等を行うとともに、技術・技能継承の支援策を企画する「在職者訓練コーディネータ」等を配置し、中小製造業等における技術・技能の継承を支援する。
- ス 職業訓練指導費 2,447千円  
職業能力開発行政の円滑な運営のため、指導監督、職業訓練指導員試験の実施及び免許の交付を行う。また、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。
- セ 職業訓練生福利厚生事業費 5,457千円  
東西2校の総合職業技術校において、健康管理体制を整備するため、心理相談員を配置し、また、経済的な理由により訓練の受講が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教科書及び被服等の支給等の支援を実施する。
- ソ 産業短大機械整備推進事業費 32,769千円  
産業技術短期大学校において、中小企業でニーズの高い実践技術者を育成する高度職業訓練や在職者を対象とした専門短期訓練を実施するために必要な訓練機器を更新し、適切な訓練環境を整備する。

- タ 技術校生等就職促進事業費 32,772千円  
東西2校の総合職業技術校及び産業技術短期大学校（横浜市旭区中尾）に求人開拓推進員を配置し、就職先企業の開拓や無料職業紹介を行い、技術校生の就職を支援する。
- チ 職業訓練指導員研修事業費 4,055千円  
高度化・多様化する訓練ニーズに対応した職業能力開発を実施するため、技術の進展や企業ニーズの変化に対応した訓練を実施できるよう、職業訓練指導員の専門的知識、技能及び指導技法の向上を図る。
- ツ 職業能力開発推進事業費 10,489千円  
職業能力開発施設の広報を行い、訓練内容の周知及び県民の関心の醸成を図る。また、中・高校生等に対してキャリア教育支援の一環として「ものづくり体験」を実施する。
- テ 大型等運転免許取得促進事業費 (85,547千円)  
「物流の2024年問題」への対応が遅れている貨物運送業界を支援するため、従業員にトラックの運転免許を取得させた中小貨物運送事業者に対して奨励金を交付する。

## (2) 技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成

- ア 技能向上対策事業費 88,791千円  
技能の振興を図るため、技能検定試験を実施する神奈川県職業能力開発協会へ補助等を行う。
- イ 技能尊重対策事業費 7,634千円  
ものづくりの魅力や重要性を伝え、技能に親しむ機会を提供するため、神奈川県職業能力開発協会等の関係団体と連携し、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会に参加する選手への支援等を行う。
- ウ 中小企業事業内訓練費補助 53,756千円  
労働者の職業に必要な能力の開発及び向上のため、認定職業訓練を行う中小企業事業主及びその団体に対して支援・助成を行う。

## 8 外国人材の育成・活躍支援

### (1) 留学生などの外国人材の受入れ

- ア 専門課程訓練事業費（再掲） 84,303千円  
産業技術短期大学校（横浜市旭区中尾）において、主として高等学校の新規学卒者を対象に、中小企業でニーズの高い実践技術者を育成するため、専門課程の高度職業訓練を実施するとともに、留学生の受入れを推進する。
- イ 産業技術短期大学校教務運営費（再掲） 12,515千円  
学生募集や就職促進、講師のスキルアップのための取組を実施し、職業能力開発を促進するとともに、留学生への学習支援、生活相談及び就職先の開拓等、留学生を支援する体制の整備を推進する。

### (2) 外国人が安心して働ける労働環境の整備

- 新** ア 外国人労働者職場環境整備促進事業費 13,152千円  
外国人労働者が働きやすい職場環境の整備を促進するため、就業規則の多言語化等に取り組む中小企業に対して奨励金を交付するほか、外国人労働者を対象とする日本語教室を開催する。
- イ 労働相談等事業費（再掲） 21,242千円  
労働者や事業主等からの労働相談に応じるとともに、相談者による自主的な解決が困難と認められる場合に、あっせん指導を行うことにより、労働問題の解決を促進し、労働者の生活や福祉の向上を図る。

1 ジェンダー平等社会の実現

(1) 女性の活躍と参画の促進

- ア 神奈川なでしこブランド事業費 5,937千円  
女性が開発に貢献した商品を「神奈川なでしこブランド」として認定し、その結果を戦略的にPRすることで、企業や県民に対して女性の登用・活躍の効果を分かりやすく周知し、企業における女性の登用・活躍を進める自主的な取組を促す。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 新 ア 職場環境整備促進事業費（再掲） 177,600千円  
ワーク・ライフ・バランスを推進するため、仕事と育児・介護等を両立できる職場環境の整備や、男性の育児休業取得促進に取り組む県内中小企業に対して奨励金を交付する。
- イ 働き方改革推進事業費（再掲） 14,876千円  
新しい生活様式に沿った働き方の定着を図るため、テレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備の支援（アドバイザー、セミナー等）や、女性の仕事と家庭の両立支援等を実施する。



# Ⅲ 参考資料

( 統 計 デ ー タ )

# 1 事業所

## (1) 事業所数

区分 産業	事業所数									
	大企業		中小企業		小規模企業		小企業		計	
	所	%	所	%	所	%	所	%	所	%
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0.0	21	0.0	18	0.0	9	0.0	21	0.0
建設業	13	0.3	28,984	10.2	27,303	14.5	18,753	11.0	28,997	10.1
製造業	216	4.9	17,110	6.0	13,881	7.4	8,815	5.2	17,326	6.0
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2	0.0	379	0.1	231	0.1	137	0.1	381	0.1
情報通信業	80	1.8	4,808	1.7	4,071	2.2	3,186	1.9	4,888	1.7
運輸業，郵便業	62	1.4	7,580	2.7	4,897	2.6	2,183	1.3	7,642	2.7
卸売業，小売業	1,463	33.4	59,549	21.0	33,926	18.0	33,926	19.8	61,012	21.2
卸売業	175	4.0	15,108	5.3	8,738	4.6	8,738	5.1	15,283	5.3
小売業	1,288	29.4	44,441	15.7	25,188	13.4	25,188	14.7	45,729	15.9
金融業，保険業	7	0.2	3,750	1.3	1,547	0.8	1,547	0.9	3,757	1.3
不動産業， 物品賃貸業	12	0.3	28,600	10.1	24,908	13.2	24,908	14.6	28,612	9.9
学術研究，専門・技術 サービス業	220	5.0	15,280	5.4	11,833	6.3	11,833	6.9	15,500	5.4
宿泊業， 飲食サービス業	658	15.0	32,300	11.4	18,956	10.1	18,956	11.1	32,958	11.5
生活関連サービス 業，娯楽業	96	2.2	22,927	8.1	17,907	9.5	17,907	10.5	23,023	8.0
教育，学習支援業	199	4.5	12,770	4.5	6,783	3.6	6,783	4.0	12,969	4.5
医療，福祉	690	15.7	31,336	11.1	11,399	6.1	11,399	6.7	32,026	11.1
複合サービス事業	29	0.7	1,033	0.4	277	0.1	277	0.2	1,062	0.4
サービス業 (他に分類されないもの)	634	14.5	16,908	6.0	10,411	5.5	10,411	6.1	17,542	6.1
計(農林漁業除く)	4,381	100.0	283,335	100.0	188,348	100.0	171,030	100.0	287,716	100.0

(参考)

農林漁業									750	
合計(農林漁業含む)									288,466	

総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査 結果」より作成

(注1)「大企業」と「中小企業」との区分は、統計の都合上次のとおりとした。

- ・卸売業 従業員規模 100人以上 …… 「大企業」
- サービス業※ 従業員規模 99人以下 …… 「中小企業」
- ・小売業 従業員規模 50人以上 …… 「大企業」
- 宿泊業，飲食サービス業 従業員規模 49人以下 …… 「中小企業」
- ・その他の産業 従業員規模 300人以上 …… 「大企業」
- 従業員規模 299人以下 …… 「中小企業」

※ 学術研究，専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)をサービス業とした。

(注2)「小規模企業」の定義は、統計の都合上次のとおりとした。

- ・鉱業，採石業，砂利採取業
- 建設業
- 製造業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 情報通信業
- 運輸業，郵便業
- 従業員規模 20人以下 …… 「小規模企業」
- ・その他の産業 従業員規模 5人以下 …… 「小規模企業」

(注3)「小企業」の定義は、統計の都合上次のとおりとした。

- ・全産業 従業員規模 5人以下 …… 「小企業」

(注4)%は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 従業者数

区分 産業	従業者数									
	大企業		中小企業		小規模企業		小企業		計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0.0	224	0.0	121	0.0	31	0.0	224	0.0
建設業	7,547	0.7	201,023	7.8	134,086	22.6	49,577	12.1	208,570	5.7
製造業	163,447	15.2	274,607	10.6	77,504	13.1	22,938	5.6	438,054	12.0
電気・ガス・ 熱供給・水道業	657	0.1	10,528	0.4	1,331	0.2	300	0.1	11,185	0.3
情報通信業	60,587	5.6	65,458	2.5	16,090	2.7	6,324	1.5	126,045	3.4
運輸業，郵便業	32,705	3.0	193,970	7.5	37,874	6.4	5,426	1.3	226,675	6.2
卸売業，小売業	198,674	18.5	474,765	18.4	87,701	14.8	87,701	21.4	673,439	18.4
卸売業	49,387	4.6	127,020	4.9	22,862	3.9	22,862	5.6	176,407	4.8
小売業	149,287	13.9	347,745	13.5	64,839	11.0	64,839	15.8	497,032	13.6
金融業，保険業	4,332	0.4	58,554	2.3	3,903	0.7	3,903	1.0	62,886	1.7
不動産業， 物品賃貸業	5,197	0.5	109,863	4.3	52,440	8.9	52,440	12.8	115,060	3.1
学術研究，専門・技術 サービス業	97,525	9.1	82,290	3.2	25,829	4.4	25,829	6.3	179,815	4.9
宿泊業， 飲食サービス業	60,210	5.6	251,003	9.7	46,236	7.8	46,236	11.3	311,213	8.5
生活関連サービス 業，娯楽業	15,461	1.4	120,432	4.7	38,130	6.4	38,130	9.3	135,893	3.7
教育，学習支援業	58,910	5.5	166,498	6.5	14,178	2.4	14,178	3.5	225,408	6.2
医療，福祉	193,840	18.0	402,395	15.6	31,373	5.3	31,373	7.7	596,235	16.3
複合サービス事業	7,450	0.7	10,027	0.4	1,136	0.2	1,136	0.3	17,477	0.5
サービス業 (他に分類されないもの)	168,563	15.7	159,016	6.2	24,108	4.1	24,108	5.9	327,579	9.0
計(農林漁業除く)	1,075,105	100.0	2,580,653	100.0	592,040	100.0	409,630	100.0	<b>3,655,758</b>	100.0

(参考)

農林漁業									6,704	
合計(農林漁業含む)									3,662,462	

総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査 結果」より作成

(参考) 事業所数及び従業者数の年別推移 (農林漁業を除く)

年次	事業所数		従業者数	
	所	%	人	%
平成21年	309,433	100.0	3,461,025	100.0
平成24年	289,976	93.7	3,364,306	97.2
平成26年	302,193	97.7	3,626,016	104.8
平成28年	287,290	92.8	3,458,423	99.9
令和3年	287,716	93	3,655,758	105.6

総務省・経済産業省  
「平成21年・26年経済センサス基礎調査 結果」  
「平成24年・28年経済センサス活動調査 結果」  
「令和3年経済センサス活動調査 結果」より作成

(注) 平成26年以降の調査における産業分類は、平成25年10月に改定された第13回改定「日本標準産業分類」が用いられている。また、平成24年以前の調査における産業分類は、改定前の「日本標準産業分類」が用いられている。

## 2 工 業

### (1) 業種別事業所数

(従業者4人以上の事業所の集計)

区 分	大 企 業		中 小 企 業		計	
	所	%	所	%	所	%
化 学	16	8.0	251	3.6	267	3.7
窯 業	5	2.5	209	3.0	214	3.0
一 般 機 械	33	16.5	1,588	22.7	1,621	22.5
電 機	32	16.0	982	14.0	1,014	14.1
輸 送 機	29	14.5	522	7.5	551	7.7
そ の 他	85	42.5	3,450	49.3	3,535	49.1
計	200	100.0	7,002	100.0	7,202	100.0

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサスー活動調査 結果」より作成

### (2) 業種別従業者数・製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所の集計)

区 分	従 業 者 数		製 造 品 出 荷 額 等	
	人	%	億 円	%
化 学	23,604	6.8	18,445	11.6
窯 業	8,446	2.4	2,549	1.6
一 般 機 械	70,646	20.3	23,675	15.0
電 機	49,878	14.3	18,519	11.7
輸 送 機	55,399	15.9	30,897	19.5
そ の 他	140,339	40.3	64,266	40.6
計	348,312	100.0	158,353	100.0

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサスー活動調査 結果」より作成

### (3) 地区別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等

(従業者4人以上の事業所の集計)

区分 地区	事 業 所 数		従 業 者 数		製 造 品 出 荷 額 等	
	所	%	人	%	億 円	%
横 浜 地 区	2,286	31.7	89,055	25.6	35,165	22.2
川 崎 地 区	1,032	14.3	47,466	13.6	33,999	21.5
相 模 原 地 区	801	11.1	34,813	10.0	12,509	7.9
横 須 賀 三 浦 地 区	310	4.3	21,772	6.3	7,788	4.9
県 央 地 区	1,234	17.1	58,670	16.8	19,910	12.6
湘 南 地 区	1,165	16.2	76,656	22.0	39,254	24.8
県 西 地 区	374	5.2	19,880	5.7	9,728	6.1
計	7,202	100.0	348,312	100.0	158,353	100.0

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサスー活動調査 結果」より作成

(注1)「一般機械」は、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の合計を、「電機」は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の合計を示している。

(注2)%と額は、端数処理をしているため合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 年別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等の年別推移 (従業者4人以上の事業所の集計)

区 分	事 業 所 数		従 業 者 数		製 造 品 出 荷 額 等	
	所	%	人	%	億 円	%
平 成 28 年	7,697	100.0	350,673	100.0	162,882	100.0
平 成 29 年	7,604	98.8	359,025	102.4	179,564	110.2
平 成 30 年	7,349	95.5	355,924	101.5	184,431	113.2
令 和 元 年	7,267	94.4	356,780	101.7	177,461	109.0
令 和 2 年	7,202	93.6	348,312	99.3	158,353	97.2

資料：令和元年までは、県統計センター「工業統計調査結果報告」より作成

令和2年は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサスー活動調査 結果」より作成

### 3 商 業

#### (1) 事業所数・従業者数及び年間商品販売額

区 分		事業所数	従業者数	年間商品販売額
			人	百万円
卸 売 業	各 種 商 品	60	565	68,977
	織 維 ・ 衣 服 等	343	2,710	100,640
	飲 食 料 品	1,833	22,386	2,568,644
	建 築 材 料、 鉱 物 ・ 金 属 材 料	2,631	22,113	2,092,158
	機 械 器 具	3,468	58,510	5,197,351
	そ の 他	2,382	25,379	2,388,623
	計	10,717	131,663	12,416,393
小 売 業	各 種 商 品	142	18,742	571,103
	織 物 ・ 衣 服 ・ 身 の 回 り 品	5,393	34,593	521,138
	飲 食 料 品	11,911	194,457	2,829,280
	機 械 器 具	4,458	40,151	1,644,358
	そ の 他	13,684	111,093	2,284,992
	無 店 舗	1,743	16,256	701,674
計	37,331	415,292	8,552,545	
合 計		48,048	546,955	20,968,938

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査 結果」

(2) 事業所数・従業者数及び年間商品販売額の年別推移

区分	年次	事業所数		従業者数		年間商品販売額		
			%	人	%	百万円	%	
卸売業	平成21年	17,188	100.0	174,394	100.0	—	—	(注1、2)
	平成24年	15,717	91.4	160,401	92.0	11,042,402	100.0	(注1、3)
	平成26年	16,279	94.7	167,278	95.9	9,324,909	84.4	(注3)
	平成28年	15,312	89.1	171,024	98.1	13,167,303	119.2	(注1、3)
	令和3年	15,283	88.9	174,600	100.1	13,485,620	122.1	
小売業	平成21年	55,426	100.0	513,216	100.0	—	—	(注1、2)
	平成24年	52,125	94.0	467,355	91.1	7,331,244	100.0	(注1、3)
	平成26年	52,542	94.8	499,715	97.4	7,608,869	103.8	(注3)
	平成28年	50,962	91.9	492,854	96.0	9,376,720	127.9	(注1、3)
	令和3年	45,729	82.5	488,378	95.2	8,833,606	120.5	
計	平成21年	72,614	100.0	687,610	100.0	—	—	(注1)
	平成24年	67,842	93.4	627,756	91.3	18,373,646	100.0	(注1、3)
	平成26年	68,821	94.8	666,993	97.0	16,933,777	92.2	(注3)
	平成28年	66,274	91.3	663,878	96.5	22,544,023	122.7	(注1、3)
	令和3年	61,012	84.0	662,978	96.4	22,319,225	121.5	

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査 結果」、総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査 結果」、「平成21年経済センサス-基礎調査 結果」

- (注1) 平成26年は商業統計調査、平成21年、平成24年及び平成28年は経済センサスの数値を利用しており、2つの調査の集計内容は異なる部分がある。
- (注2) 「平成21年経済センサス-基礎調査」では年間商品販売額を調査していない。
- (注3) 平成24年、平成26年及び平成28年の数値は、管理、補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所を含む。
- (注4) 額は、端数処理をしているため合計額と内訳の計が一致しない場合がある。

## 4 貿 易

### 県内3港（横浜・川崎・横須賀）の国別輸出入額

区 分	輸 出 額					輸 入 額				
	令 和 5 年		令 和 4 年		前年比	令 和 5 年		令 和 4 年		前年比
	億円	%	億円	%		億円	%	億円	%	
ア メ リ カ	19,558	19.7	16,851	17.6	116.1	8,588	9.0	9,182	8.6	93.5
中 国	20,129	20.3	20,785	21.8	96.8	21,336	22.3	20,164	18.8	105.8
韓 国	4,327	4.4	4,943	5.2	87.5	3,822	4.0	3,600	3.4	106.2
台 湾	5,178	5.2	5,638	5.9	91.8	1,461	1.5	1,634	1.5	89.4
香 港	1,798	1.8	1,820	1.9	98.8	31	0.1	49	0.0	63.3
オーストラリア	4,992	5.0	4,644	4.9	107.5	9,530	10.0	13,038	12.2	73.1
イ ギ リ ス	1,519	1.6	1,669	1.7	91.0	780	0.8	686	0.6	113.7
ド イ ツ	1,606	1.6	1,375	1.4	116.8	1,733	1.8	1,619	1.5	107.0
そ の 他	40,053	40.4	37,825	39.6	105.9	48,261	50.5	57,066	53.3	84.6
計	99,160	100.0	95,550	100.0	103.8	95,542	100.0	107,038	100.0	89.3

### （参考）県内3港（横浜・川崎・横須賀）の国別輸出入額の年別推移

	輸出額		輸入額	
	億円	%	億円	%
令和元年	81,953	100.0	72,802	100.0
令和2年	68,171	83.2	59,401	81.6
令和3年	82,592	100.8	75,770	104.1
令和4年	95,550	116.6	107,038	147.0
令和5年	99,160	121.0	95,542	131.2

資料：横浜税関調査

（注1）%及び額は、端数処理をしているため合計と内訳の計が一致しない場合がある。

（注2）年別推移の%は4年前との比較



## 5 人口、労働力

(1) 人口、15歳以上人口、労働力人口、従業上の地位の年別推移

(単位：人)

年 度	総 人 口	15歳以上 人 口	労 働 力 人 口	就 業 者				完 全 失 業 者	非 労 働 力 人 口	
				※①	雇 用 者 ・ 役 員	事 業 主 等 ※②	家 族 従 業 員			
平成27年	男	4,558,978	3,926,073	2,504,288	2,394,501	2,087,914	194,317	12,964	109,787	963,424
	女	4,567,236	3,976,467	1,785,588	1,727,316	1,543,231	73,906	50,953	58,272	1,827,525
	計	9,126,214	7,902,540	4,289,876	4,121,817	3,631,145	268,223	63,917	168,059	2,790,949
令和2年	男	4,588,268	3,916,124	2,428,037	2,330,021	2,083,376	187,713	10,704	98,016	895,964
	女	4,649,069	4,021,372	1,883,834	1,823,033	1,666,416	79,089	45,355	60,801	1,626,466
	計	9,237,337	7,937,496	4,311,871	4,153,054	3,749,792	266,802	56,059	158,817	2,522,430

資料：総務省統計局「国勢調査」

(注1)※①印は従業上の地位「不詳」を含み、※②印は「家庭内職者」を含む。

(注2)労働力人口と非労働力人口は、合計しても15歳以上人口と一致しない。(「不詳」があるため)

(2) 年齢階層別労働力人口の年別推移

区分	平成27年(2015)		令和2年(2020)	
	人	%	人	%
15歳～24歳	334,970	7.8	362,099	8.4
25歳～54歳	2,780,683	64.8	2,637,951	61.2
55歳以上	1,174,223	27.4	1,311,821	30.4
55歳～59歳	372,541	8.7	442,494	10.3
60歳～64歳	327,745	7.6	326,423	7.6
65歳以上	473,937	11.1	542,904	12.6
計	4,289,876	100.0	4,311,871	100.0

資料：総務省統計局「国勢調査」

(注)%は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

## (3) 男女別・年齢階級別労働力人口比率の年別推移

(単位：%)

区分	平成27年		令和2年	
	男	女	男	女
15～19歳	15.4	16.0	16.5	18.0
20～24歳	54.3	58.0	58.2	61.4
25～29歳	75.7	68.6	74.2	71.0
30～34歳	78.7	60.2	76.1	63.3
35～39歳	81.9	58.5	77.2	60.8
40～44歳	83.7	62.5	78.8	64.2
45～49歳	84.7	66.4	80.1	67.6
50～54歳	86.3	66.8	81.1	67.9
55～59歳	86.4	61.3	82.8	65.6
60～64歳	75.9	46.4	78.7	55.3
65歳～	30.6	15.0	23.9	11.7

資料：総務省統計局「国勢調査」

(注)%は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 産業（大分類）別15歳以上就業者の年別推移

区 分	平成27年 (2015)		令和2年 (2020)	
	人	%	人	%
第 1 次 産 業	34,368	0.8	31,897	0.8
農 業 , 林 業	32,959	0.8	30,684	0.7
漁 業	1,409	0.0	1,213	0.0
第 2 次 産 業	867,104	21.0	811,104	19.5
鉱業, 採石業, 砂利採取業	693	0.0	557	0.0
建設業	274,379	6.7	271,270	6.5
製造業	592,032	14.4	539,277	13.0
第 3 次 産 業	2,970,267	72.1	3,175,503	76.5
電気・ガス・熱供給・水道業	15,584	0.4	15,856	0.4
情報通信業	248,261	6.0	291,766	7.0
運輸業, 郵便業	237,611	5.8	251,025	6.0
卸売業, 小売業	622,340	15.1	628,102	15.1
金融業, 保険業	115,446	2.8	110,131	2.7
不動産業, 物品賃貸業	119,780	2.9	126,469	3.0
学術研究, 専門・技術サービス業	188,442	4.6	219,654	5.3
宿泊業, 飲食サービス業	229,460	5.6	225,254	5.4
生活関連サービス業, 娯楽業	142,959	3.5	142,448	3.4
教育, 学習支援業	191,324	4.6	207,594	5.0
医療, 福祉	440,427	10.7	502,790	12.1
複合サービス事業	18,260	0.4	17,077	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	280,964	6.8	315,108	7.6
公務	119,409	2.9	122,229	2.9
分類不能の産業	250,078	6.1	134,550	3.2
総数	4,121,817	100.0	4,153,054	100.0

資料：総務省統計局「国勢調査」

(注) %は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

## (5) 産業（大分類）別、男女別15歳以上就業者及び構成比

区 分	令和2年(2020)		男		女	
	人	%	人	%	人	%
第 1 次 産 業	31,897	0.8	20,759	0.9	11,138	0.6
農 業 , 林 業	30,684	0.7	19,784	0.8	10,900	0.6
漁 業	1,213	0.0	975	0.0	238	0.0
第 2 次 産 業	811,104	19.5	620,944	26.6	190,160	10.4
鉱業, 採石業, 砂利採取業	557	0.0	443	0.0	114	0.0
建 設 業	271,270	6.5	222,935	9.6	48,335	2.7
製 造 業	539,277	13.0	397,566	17.1	141,711	7.8
第 3 次 産 業	3,175,503	76.5	1,618,320	69.5	1,557,183	85.4
電気・ガス・熱供給・水道業	15,856	0.4	13,092	0.6	2,764	0.2
情 報 通 信 業	291,766	7.0	217,093	9.3	74,673	4.1
運 輸 業 , 郵 便 業	251,025	6.0	191,753	8.2	59,272	3.3
卸 売 業 , 小 売 業	628,102	15.1	290,377	12.5	337,725	18.5
金 融 業 , 保 険 業	110,131	2.7	49,037	2.1	61,094	3.4
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	126,469	3.0	76,271	3.3	50,198	2.8
学術研究, 専門・技術サービス業	219,654	5.3	144,688	6.2	74,966	4.1
宿泊業, 飲食サービス業	225,254	5.4	87,599	3.8	137,655	7.6
生活関連サービス業, 娯楽業	142,448	3.4	57,345	2.5	85,103	4.7
教 育 , 学 習 支 援 業	207,594	5.0	84,967	3.6	122,627	6.7
医 療 , 福 祉	502,790	12.1	121,034	5.2	381,756	20.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業	17,077	0.4	9,316	0.4	7,761	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	315,108	7.6	191,244	8.2	123,864	6.8
公 務	122,229	2.9	84,504	3.6	37,725	2.1
分 類 不 能 の 産 業	134,550	3.2	69,998	3.0	64,552	3.5
総 数	4,153,054	100.0	2,330,021	100.0	1,823,033	100.0

資料：総務省統計局「国勢調査」

(注)%は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

## 6 有効求人倍率

(1) 一般職業紹介状況の年度別推移（新規学卒を除き、パートタイムを含む）

区 分 年 度	新規求職 (件)	月 間 有効求職 (人) A	新規求人 (人)	月 間 有効求人 (人) B	就職件数 (件)	有効求人倍率 (倍)	
						県 B/A	全国 (参考)
令和元年度月平均	19,950	92,261	35,903	106,428	4,324	1.15	1.55
令和2年度月平均	20,514	103,768	28,580	83,457	3,499	0.80	1.10
令和3年度月平均	20,625	112,132	30,947	89,478	3,750	0.80	1.16
令和4年度月平均	20,705	108,800	33,492	97,506	3,625	0.90	1.31
令和5年度月平均	20,262	107,997	33,572	98,254	3,626	0.91	1.29

資料：厚生労働省神奈川労働局調べ

## 7 給与、労働時間

(1) 現金給与総額等の年別推移 (事業所規模30人以上)

(単位:円)

区 分	現 金 給 与 総 額	決まって支給する給与	特別に支払われた給与
令 和 元 年	387,186	309,003	78,183
令 和 2 年	373,418	300,198	73,220
令 和 3 年	370,568	299,235	71,333
令 和 4 年	367,190	294,781	72,409
令 和 5 年	385,996	307,879	78,117

資料: 県統計センター「毎月勤労統計調査 地方調査結果報告」

(注)金額は、月平均額を示す。

(2) 総労働時間の年別推移 (事業所規模30人以上)

(単位:時間、%)

区 分	労 働 時 間 数			構 成 比		
	総 数	所 定 内	所 定 外	所 定 内	所 定 外	
神 奈 川 県	平成30年	1,701.6	1,550.4	151.2	91.1	8.9
	令和元年	1,682.4	1,519.2	163.2	90.3	9.7
	令和2年	1,620.0	1,491.6	128.4	92.1	7.9
	令和3年	1,638.0	1,502.4	135.6	91.7	8.3
	令和4年	1,718.4	1,572.0	146.4	91.5	8.5
全 国	平成30年	1,768.8	1,618.8	150.0	91.5	8.5
	令和元年	1,732.8	1,584.0	148.8	91.4	8.6
	令和2年	1,684.8	1,555.2	129.6	92.3	7.7
	令和3年	1,708.8	1,569.6	139.2	91.9	8.1
	令和4年	1,645.2	1,507.2	138.0	91.6	8.4

資料: 県統計センター「毎月勤労統計調査 地方調査結果報告」、厚生労働省「毎月勤労統計調査 地方調査」

## 8 労働組合

(1) 産業別労働組合数・組合員数の年別推移 (単位：組合、人)

区 分	令和4年		令和5年	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
農・林・漁業	3	527	3	508
鉱業、採石業、 砂利採取業	2	36	2	33
建設業	108	64,697	107	64,232
製造業	623	198,761	616	191,736
電気・ガス・熱 供給・水道業	25	6,465	23	6,310
情報通信業	36	15,366	35	12,648
運輸業、郵便業	502	45,909	489	44,196
卸売業、小売業	220	76,772	221	77,701
金融業、保険業	86	22,850	81	23,209
不動産業、 物品賃貸業	11	764	11	760
学術研究、専門・ 技術サービス業	69	22,598	66	21,940
宿泊業、 飲食サービス業	27	21,263	25	21,332
生活関連サービ ス業、娯楽業	24	1,706	22	1,545
教育、学習支援業	165	32,879	167	32,226
医療、福祉	130	14,994	129	14,430
複合サービス事業	39	13,804	39	13,575
サービス業(他に分 類されないもの)	49	14,594	45	14,173
公務	111	31,999	111	31,054
分類不能の産業	48	2,014	48	2,022
総 数	2,278	587,998	2,240	573,630

資料：県雇用労政課「労働組合基礎調査」

(注)各年6月30日現在

(2) 労働組合の推定組織率の年別推移 (単位：%)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
組織率	16.1	16.4	16.4	16.5	16.0

資料：県雇用労政課調べ

(注) 推定組織率算出に用いる県内雇用者数の推計に係る基礎数値について、令和4年から「平成26年経済センサス・基礎調査」から、「令和2年国勢調査」に変更した。





# 労働委員会

# 目 次

I 労働委員会の組織及び機能	49
1 組 織	49
2 機 能	49
3 会 議	49
II 事務局組織	51
1 機構図及び職員配置状況	51
2 幹 部 職 員	51
3 事 務 分 掌	52
III 令和6年度当初予算	53
IV 事務事業の概要	54
1 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）	54
2 争議行為の届出及び公益事業の争議行為の予告の受理	54
3 労働争議の実情調査	54
4 不当労働行為事件の審査及び命令	54
5 労働組合の資格審査及び資格証明	54
6 地方公営企業等の職員で組織される労働組合に係る非組合員の 範囲の認定及び告示	54
7 地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知の受理	55
8 再審査申立て及び行政訴訟関係事務	55
9 個別労働関係紛争のあっせん	55
V 参考資料	56

# I 労働委員会の組織及び機能

## 1 組 織

労働委員会は、労働組合法第19条の12の規定により都道府県ごとに置かれ、地方自治法第180条の5の規定により都道府県の執行機関となっている。

その構成は、労働組合及び使用者団体の推薦に基づき知事によって任命される「労働者委員」及び「使用者委員」並びにこれらの委員の同意を得て知事によって任命される「公益委員」の各同数の委員（本県は各7人）からなる公労使の三者構成による合議制執行機関で、委員により公益委員の中から選挙された会長及び会長代理が置かれている。委員の任期は2年となっている。

労働委員会には事務局が置かれており、事務局長以下の事務局職員は、会長の同意を得て知事により任命される。なお、労働争議のあっせんを担当するための「あっせん員候補者」（令和6年6月1日現在、本県は32人；現委員21人、前期委員等6人、事務局職員5人）が労働委員会から委嘱されている。

## 2 機 能

労働委員会の機能は、大別すると、労働争議のあっせん等を行う「調整機能」と、労働組合法第7条に規定する不当労働行為の審査・判定を行う「準司法的機能」である。

この二つの機能を含めた職務権限は、労働組合法、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律に規定されており、その主なものを挙げると次のとおりである。

- (1) 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）
  - (2) 争議行為の届出及び公益事業の争議行為の予告の受理
  - (3) 労働争議の実情調査
  - (4) 不当労働行為事件の審査及び命令
  - (5) 労働組合の資格審査及び資格証明
  - (6) 地方公営企業等の職員で組織される労働組合に係る非組合員の範囲の認定及び告示
  - (7) 地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知の受理
- 上記のほか、知事から委任された個別労働関係争議のあっせんを行っている。

## 3 会 議

労働委員会の会議には、労働委員会規則の定めるところにより、全委員で構成する総会、公益委員で構成する公益委員会議等がある。

## 第 45 期神奈川県労働委員会委員名簿

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

区 分	氏 名	現 職 等
公 益 委 員	◎小 野 毅	弁護士
	中 嶋 弘 孝	株式会社神奈川新聞社社友
	横 溝 久 美	弁護士
	高 橋 瑞 穂	弁護士
	本 久 洋 一	國學院大學法学部教授
	○沼 田 雅 之	法政大学法学部教授
	石 崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
労 働 者 委 員	成 重 恒 夫	J AM神奈川参与
	岡 元 茂 樹	電機連合神奈川地方協議会特別常任幹事
	高 橋 廣 康	相模鉄道労働組合顧問
	保 田 武 利	U Aゼンセン神奈川県支部支部長
	蓼 沼 宏 幸	自治労神奈川県本部中央執行委員長
	赤 堀 正 成	神奈川県労働組合総連合幹事
	高 橋 慎 吾	自動車総連神奈川地方協議会議長
使 用 者 委 員	大久保 慶 一	株式会社大倉代表取締役会長
	原 田 光 浩	株式会社 J F E ウイング顧問
	郡 司 登	三菱重工業株式会社横浜製作所顧問
	安 田 克 明	日産自動車株式会社日本人財開発部労務管理アドバイザー
	二 見 稔	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事
	市 川 隆 弘	神奈川都市交通株式会社取締役業務部長
	菊 地 敏 幸	株式会社エヌエスケーエンタープライズ代表取締役

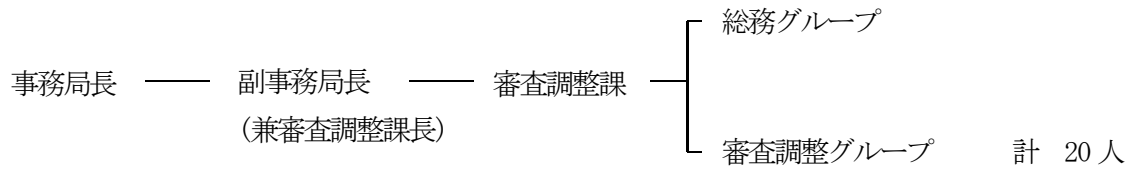
◎ 会長

○ 会長代理

## II 事務局組織

(令和6年6月1日現在)

### 1 機構図及び職員配置状況



### 2 幹部職員

職名	氏名
事務局長	林 眞由美
副事務局長兼審査調整課長	館 聡彦
労働関係調整担当課長	椎野 貴純

### 3 事務分掌

- (1) 公印に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、記録、編集及び保存に関する事。
- (3) 情報公開、情報提供及び個人情報の保護に関する事。
- (4) 予算、決算及び経理に関する事。
- (5) 物品の出納及び保管に関する事。
- (6) 職員の人事、服務及び福利厚生に関する事。
- (7) 労働委員会の連絡協議会並びに会長及び事務局長の連絡会議に関する事。
- (8) 労働関係資料の収集及び保存に関する事。
- (9) 総会及び公益委員会議の招集、議案の準備、議事録の作成その他議事手続に関する事。
- (10) 労働組合の資格審査及び資格証明に関する事。
- (11) 労働協約の地域的、一般的拘束力の適用に関する事。
- (12) 不当労働行為に関する調査、審問、認定及び命令に関する事。
- (13) 不当労働行為に関する命令の履行状況の調査及び不履行の場合の裁判所に対する通知に関する事。
- (14) 不当労働行為に関する訴訟手続に関する事。
- (15) 争議行為の発生届及び争議行為の予告通知の受付に関する事。
- (16) 労働争議の実情調査に関する事。
- (17) あっせん員候補者又は臨時あっせん員の委嘱手続及びあっせん員候補者名簿の作成に関する事。
- (18) あっせん員、調停委員及び仲裁委員の指名手続に関する事。
- (19) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- (20) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の規定による請求に関する事。
- (21) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定による認定及び告示並びに同条第3項の規定による通知の受付に関する事。
- (22) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条第1項に規定する個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するための施策として行うあっせん（神奈川県かながわ労働センターにおいて紛争解決に向けた指導を行った事案に係るものに限る。）に関する事（申請の受理に係る事務を除く。）。
- (23) その他労働争議のあっせん、調停、仲裁及び審査業務を行うために必要な調査に関する事。

### Ⅲ 令和6年度当初予算

(款) 労働費 (項) 労働委員会費

(単位：千円)

目	事業名	令和6年度 当初予算額 A	令和5年度 当初予算額 B	対前年度比較	
				増減額 A-B	伸率 A/B
委員会費	委員報酬	60,063	60,063	0	100.0%
	あっせん員報酬	2,624	2,624	0	100.0%
	委員会運営費	3,191	3,191	0	100.0%
	計	65,878	65,878	0	100.0%
事務局費	給与費	178,262	192,928	△14,666	92.4%
	事務局運営費	9,447	8,320	1,127	113.5%
	計	187,709	201,248	△13,539	93.3%
合計		253,587	267,126	△13,539	94.9%

## IV 事務事業の概要

### 1 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）

労働組合と使用者との間に発生した紛争について、自主的な解決が困難となったとして労使双方（又はいずれか一方）から申請があった場合に、当事者の主張を公正な立場で調整し、話し合いによる紛争の解決を援助する方法として「あっせん」を行っている。また、あっせん以外の調整方法として「調停」及び「仲裁」がある。

### 2 争議行為の届出及び公益事業の争議行為の予告の受理

争議行為が発生したとき、当事者は、労働関係調整法第9条の規定により届け出なければならない。また、同法第8条に規定する公益事業については、同法第37条の規定により争議行為の予告が義務づけられている。

### 3 労働争議の実情調査

あっせん等の調整活動に備えることなどを目的として、労働委員会規則第62条の2の規定により、必要に応じて労働争議の実情を調査している。前項の公益事業の争議行為の予告を受けた場合は、速やかに実情調査を行うことになっている。

### 4 不当労働行為事件の審査及び命令

労働組合又は労働者から、使用者が労働組合法第7条に規定する不当労働行為を行ったとしてその救済を求める申立てがあったときは、この申立内容を審査し、不当労働行為に当たる事実があれば救済命令を発し、あるいは労使関係全体の正常化の観点から当事者に和解による解決を勧める。

### 5 労働組合の資格審査及び資格証明

労働組合が労働組合法第7条に規定する不当労働行為の救済申立てを行うときや、法人登記をするために証明書が必要なときなどに、その労働組合が同法第2条及び第5条第2項に規定する要件に適合しているか否か、組合資格の審査、証明を行っている。

### 6 地方公営企業等の職員で組織される労働組合に係る非組合員の範囲の認定及び告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づき、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の職員で組織される労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する使用者の利益代表者（非組合員）の範囲を労働委員会が認定し、告示している。



## 7 地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知の受理

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第3項の規定に基づく、地方公営企業及び特定地方独立行政法人の職の新設、変更又は廃止についての通知の受理を行っている。

## 8 再審査申立て及び行政訴訟関係事務

労働委員会の命令・決定に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項（使用者の場合）又は第2項（労働組合又は労働者の場合）の規定により、救済命令等の交付を受けたときは、15日以内に中央労働委員会に再審査を申し立てることができる。また、地方裁判所へ直接その命令・決定の取消訴訟（初審行政訴訟）を提起することができる（救済命令等の交付の日から、労働組合又は労働者にあつては6か月以内、使用者（再審査の申立てをしないときに限る。）にあつては30日以内）ため、これらに関わる事務を行っている。

## 9 個別労働関係紛争のあっせん

個別労働関係紛争（個々の労働者と事業主との紛争）の解決に対応するため、かながわ労働センター・各支所に相談された事案のうち、あっせんが適すると認められるものについて、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成によるあっせんを行っている。

## V 参考資料

### 直近5年間の事件取扱件数一覧

#### 調整事件（あっせん、調停、仲裁）

（単位：件）

区 分		年 度	平成31年/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
あ っ せ ん	係 属 件 数	新 規 申 請	16	9	15	11	9
		前年度から繰越	2	4	0	3	5
		計	18	13	15	14	14
	終 結 件 数	解 決	8	4	3	6	4
		取 下 げ	0	1	2	0	2
		打 切 り	6	8	7	3	6
		計	14	13	12	9	12
	翌年度へ繰越		4	0	3	5	2

（注1）調停は昭和61年度以降、仲裁は昭和45年度以降いずれも係属なし。

（注2）上の表のほか、令和5年度には個別労働関係紛争のあっせんの申請が3件あり、いずれも打ち切りにより終結した。

#### 不当労働行為事件

（単位：件）

区 分		年 度	平成31年/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
係 属 件 数	新 規 申 立 て		23	36	30	23	22
	前年度から繰越		36	20	22	25	23
	計		59	56	52	48	45
終 結 件 数	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	2	1	0	1	3
		一 部 救 済	5	6	3	4	2
		棄 却	10	1	4	3	4
		却 下	0	0	0	0	0
		小 計	17	8	7	8	9
	和 解 ・ 取 下 げ	関 与 和 解	21	21	18	15	15
		無 関 与 和 解	1	3	1	1	1
		取 下 げ	0	2	1	1	2
		小 計	22	26	20	17	18
	計		39	34	27	25	27
翌年度へ繰越		20	22	25	23	18	





産業労働局総務室

労働委員会事務局審査調整課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表)